



平成27年5月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 電 算  
代 表 者 名 代表取締役社長 轟 一 太  
(コード番号：3640 東証一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 丸 山 沢 水  
( TEL. 026-224-6666 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の当社第50期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成26年10月30日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、その有効期限は本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続することを決議いたしました（詳細は、本日付けプレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。）、買収防衛策の採用およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認をいただくことが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入、継続および廃止を株主総会決議事項とすべく変更案第49条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。また、買収防衛策の一環として対抗措置を発動する場合にも、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させることが可能となる

ように、買収防衛策としての新株予約権無償割当て等を、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第 50 条（対抗措置発動等の決定機関）を新設するものであります。

- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 32 条（取締役の責任免除）および第 42 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 32 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第31条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p>第33条～第41条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p>第43条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p>第33条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p>第43条～第48条 (現行どおり)</p> <p><u>第8章 買収防衛策</u></p> <p><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第49条 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会の決議または取締役会の決議により決定することができる。</u></p>

(新設)	<p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p> <p><u>(対抗措置発動等の決定機関)</u></p> <p><u>第 50 条 当社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる場合または大量買付行為に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。</u></p>
------	---

以上